

平成16年海事代理士口述試験問題及び模範解答

注意：口述試験の問題についてはテーマです。試験官は、このテーマに沿って出題し、解答例を念頭に置いた質問を実施しました。

船舶法

問 日本船舶の国籍要件について（法1条）

解答例

官公庁船（国又は地方公共団体の所有する船舶）

日本人の所有する船舶

日本の法令で設立された会社（株式会社、有限会社、合資会社及び合名会社）であって、当該会社の代表者（代表取締役）の全員及び業務を執行する役員（代表取締役を含む取締役）の3分の2以上の者が日本人である者の所有する船舶

日本の法令で設立された法人（会社を除く。）であって、当該法人の代表者の全員が日本人である者の所有する船舶

問 船舶法上の船籍港の定め方の原則について（法4条、則3条）

解答例

日本国内であること。

市町村の名称によること。（ただし、東京都の特別区は都の名称とすること。）

船舶が航行できる水面に接していること。

船舶所有者の住所に定めること。

問 日本船舶を取得してから船舶国籍証書の交付を受けるまでの所要の手続について（法4、5条、則12条ノ2、登則1、2、14、15、16、18、19条）

解答例

船舶所有者は、

日本国内に船籍港を定め、

船籍港を管轄する管海官庁に、

当該船舶の総トン数の測度を申請しなければならない。

（ 測度実施 船舶件名書謄本等交付 ）

その後、船籍港を管轄する登記所に、

当該船舶の所有権の保存登記を申請しなければならない。

（ 登記 登記済証交付 ）

登記後、管海官庁に、

当該船舶の登録を申請しなければならない。

（ 登録 船舶国籍証書交付 ）

問 船舶国籍証書の交付を受けている船舶が譲渡された場合の手続について（法10、11条、則31、35条、登則1、2条）

解答例

新たな所有者（譲受人）は、譲渡人と共同して、
船籍港を管轄する登記所に、
所有権移転の登記を申請しなければならない。
登記後、管海官庁に、
変更登録を申請しなければならない。
変更登録申請と同時に、
船舶国籍証書の書換を申請しなければならない。
書換後の船舶国籍証書の交付を受けたときは、遅滞なく書換前の船舶国籍証書を返還しなければならない。

問 船舶国籍証書の交付を受けている船舶の総トン数に変更があった場合の手続について（法 9、10、11 条、則 31、35 条）

解答例

船舶所有者は、
船籍港を管轄する管海官庁に、
総トン数の改測を申請しなければならない。（改測 変更事項通知書）
その後、管海官庁に変更登録を申請しなければならない。
変更登録申請と同時に、
船舶国籍証書の書換を申請しなければならない。
書換後の船舶国籍証書の交付を受けたときは、遅滞なく書換前の船舶国籍証書を返還しなければならない。

問 船舶国籍証書の交付を受けている船舶の所有者が抹消登録を申請すべき場合について（法 14 条）

解答例

滅失
沈没
解撤
国籍喪失
3ヶ月存否不明
船舶法第 20 条に掲げる船舶（総トン数 20 トン未満又は端舟ろかい舟）になった場合

問 抹消登録を行わなければならない場合において、船舶所有者がその手続を行わないときにとられる措置について（法 14 条）

解答例

管海官庁は、
1ヶ月以内に抹消登録の手続を行うべきことを、
船舶所有者に催告し、
正当な理由なくしてなお船舶所有者が手続を行わないときは、
職権をもって抹消の登録を行うことができる。

問 船舶国籍証書の検認を受けなければならない期日について（法5条ノ2）

解答例

船舶国籍証書の交付を受けた日又は前回検認を受けた日から、
総トン数100トン以上の鋼製船舶は4年を、
総トン数100トン未満の鋼製船舶は2年を、
木製船舶は1年を、
経過した後、国土交通大臣の定める期日（又は船籍港を管轄する管海官庁により延期された期日）

問 船舶国籍証書を管海官庁に返還しなければならない場合について

（法14条、則35、36条）

解答例

船舶登録を抹消した場合
（記載事項変更又は毀損による）船舶国籍証書の書換により新証書の交付を受けた場合
（外国の港で停泊中又は外国に航行する途中に船舶国籍証書の毀損又は記載事項変更のため）仮船舶国籍証書の交付を受けた場合

問 信号符字を点附する船舶について（則18条）

解答例

総トン数100トン以上の船舶
総トン数100トン未満の船舶で、船舶所有者から申請のあったもの

問 仮船舶国籍証書の交付を受けられる場合について（法13、15、16、18、19条）

解答例

外国の港に碇泊中に、船舶国籍証書又は仮船舶国籍証書が滅失若しくは毀損し、又は記載事項に変更があった場合
外国に航行する途中に、上記の事由が生じた場合
日本国内において、船舶を取得した地を管轄する管海官庁の管轄区域外に船籍港を定める場合
外国において船舶を取得した場合
仮船舶国籍証書の有効期間を超え、やむを得ない事由がある場合

問 仮船舶国籍証書の有効期間について（法17条、則38条）

解答例

外国において交付する場合は1年以内、
国内において交付する場合は6ヶ月以内で、
船籍港に到着できる期間又は船舶国籍証書の交付を受けるまでの期間を標準として管海官庁が定める期間

船舶安全法

問 船舶検査の執行官庁について（第7条を説明）

解答例

* 船舶の所在地を管轄する管海官庁など

問 船舶検査証書の有効期間について（第10条を説明）

解答例

* 5年など

問 満載喫水線の表示義務のある船舶について（第3条）

解答例

* 遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶など

問 船舶検査証書における最大搭載人員の区分について（第9条関連）

解答例

* 旅客など

問 型式承認について（第6条の4を説明）

解答例

* 第5条等の検査を省略する合理化制度の1つ。

船員法

問 船舶所有者が雇入契約を解除することができるのは、どのような場合か。2つ述べよ。

解答例

船員が著しく職務に不適任であるとき。

船員が著しく職務を怠ったとき又は職務に関し船員に重大な過失のあったとき。

海員が船長の指定する時まで船舶に乗り込まないとき。

海員が著しく船内の秩序をみだしたとき。

船員が負傷又は疾病のため職務に堪えないとき。

問 常時10人以上の船員を使用する船舶所有者が作成する就業規則について、当該就業規則に任意に記載した場合、国土交通大臣に届け出なければならないのはどのような事項か。2つ述べよ。

解答例

食料並びに安全及び衛生

被服及び日用品

陸上における宿泊、休養、医療及び慰安の施設

災害補償

失業手当、雇止手当及び退職手当

送還

教育

賞罰

問 船長が、主たる船員の労務管理の事務を行なう事務所に報酬支払簿を備え置かなければならないのは、いつからどのくらいの期間か。

解答例

*最後の記載をした日から3年間。

問 船員法上の懲戒には、どのようなものがあるか。

解答例

*上陸禁止及び戒告

問 船長は、他の船舶又は航空機の遭難を知ったときは、人命の救助に必要な手段を尽さなければならないが、この例外となる場合を1つ述べよ。

解答例

自己の指揮する船舶に急迫した危険がある場合。

遭難者の所在に到着した他の船舶から救助の必要のない旨の通報があった場合。

遭難船舶の船長又は遭難航空機の機長が、遭難信号に応答した船舶中適当と認める船舶に救助を求めた場合において、当該救助を求められた船舶のすべてが救助に赴いていることを知った場合。

やむを得ない事由で救助に赴くことができない場合、又は特殊の事情によって救助に赴くことが適当でないか若しくは必要でないと認められる場合。

船舶職員及び小型船舶操縦者法

問 定義について

(法2条、法2条、則2条の7)

解答例

* 船舶職員とは、船長、航海士、機関長、機関士、通信長、通信士、運航士

* 小型船舶とは

総トン数20トン未満の船舶

一人で操縦を行う構造の船舶でスポーツ又はレクリエーションの用のみに供する長さ24メートル未満の船舶

問 法が適用除外となる船舶について

(則2条)

解答例

* 長さ3メートル未満、推進機関の出力1.5キロワット未満の船舶 など

問 海技試験(操縦試験)について

(則29条、則37条、則52条、則98条、小型船舶操縦士試験機関に関する省令2条)

解答例

* 海技試験を受けるための乗船履歴として認めないものは、試験開始日からさかのぼり、15年を超える前の履歴 など

* 海技試験の筆記試験合格(免除)の有効期間は、筆記試験合格日から15年まで

* 海技試験の申請書類は、海技試験を受ける地を管轄する地方運輸局を經由して国土交通大臣に提出

* 特殊小型船舶操縦士試験を受験できる年齢は、15歳9月以上

* 小型船舶操縦士試験は、財団法人日本海洋レジャー安全・振興協会が実施

問 海技免状(操縦免許証)の有効期間の更新手続き等について

(法7条の2、則9条の3、則9条の5、則9条の5の3)

解答例

* 有効期間は5年

* 更新申請ができる期間は、有効期間が満了する日以前1年以内から

* 更新要件は、

身体適性基準を満たす

乗船履歴を有する者、更新講習の課程を修了した者 など

* 海技免状の更新に必要な乗船履歴は、総トン数20トン以上の船舶に船舶職員として1年以上乗り組んだ履歴 など

* 更新期間前に更新申請ができる場合は、

本邦以外の地に更新期間の全期間を通じて滞在する者の場合

二以上の海技免状受有者で、一の海技免状が則9条の5による更新申請ができる場合 など

問 二級小型船舶操縦士の航行区域について
(施行令別表第二備考2、則128条)

解答例

* 各海岸から5海里以内 など

問 小型船舶操縦者の遵守事項について
(法23条の36)

解答例

* 酒酔い等操縦の禁止、自己操縦の義務、危険操縦の禁止、船外への転落に備えた措置 など

問 平成15年6月以前の免許について
(法14年経過措置政令1条)

解答例

* 旧四級小型船舶操縦士の免許は、現在、二級小型船舶操縦士及び特殊小型船舶操縦士とみなされる